

職員の懲戒処分について（令和2年2月12日教育委員会議定例会）（議案第35号関係）

| | |
|---------|---|
| No. | No. 1 |
| 処分年月日 | 令和2年2月12日 |
| 処分の種類 | 減給1月 |
| 処分の理由 | 生徒に対する体罰及び不適切な言動 (概要) 被処分者は、次の体罰及び不適切な言動を行った。 (1) 平成31年4月頃から令和元年6月頃の間にかけて、男子生徒3名に対して廊下を走ったり、係活動を行わなかったりした場面で、注意する意図で胸部上側や臀部を複数回生徒が痛みを感じる程度につねった。 (2) 令和元年6月頃、教室において清掃時間中に男子生徒1名が投げたボールが女子生徒1名に当たり、女子生徒が転倒したため、咄嗟に男子生徒の後頭部を平手で叩いた。 (3) 令和元年6月頃、男子生徒2名と女子生徒1名に対して、ふざけて遊んでいた場面で注意を促す意図であったり、会話している中でふざけたりしてプラスチック製の筆箱等で頭部を生徒が痛みを感じる程度に叩いた。 (4) 令和元年7月頃、授業中に男子生徒1名の机から出ている足を引っ込ませる意図で、すね付近を蹴った。 (5) 平成31年4月初旬頃、男子生徒1名に対し、学級の生徒の前で「お前がしたことは全部知っている。お前は問題児らしいな」と男子生徒に配慮を欠く不適切な言動をとった。 (6) 令和元年6月頃、男子生徒2名に対し、ルールを守れなかった他の生徒の胸部上側をつねるように指示をし、つねらせた。 (7) 令和元年6月頃、清掃時間中、男子生徒1名に言われた言葉に感情的になり、男子生徒に向けて雑巾を投げつけ、威圧した。 |
| 事件発生日 | 平成31年4月上旬頃～令和元年7月中旬頃 |
| 被処分者の年齢 | 30歳代 |
| 被処分者の性別 | 男性 |
| 被処分者の所属 | 中学校 |
| 被処分者の職 | 教諭 |
| 備考 | 盛岡教育事務所管内 |

職員の懲戒処分について（令和2年2月12日教育委員会議定例会）（議案第36号関係）

| | |
|----------------|--|
| No. | No.2 |
| 処分年月日 | 令和2年2月12日 |
| 処分の種類 | 減給3月 |
| 処分の理由 | 横断歩行者等妨害等（軽傷事故） 救護義務違反 (概要) 被処分者は、平成31年3月18日（月）午前7時35分頃、通勤のため普通乗用自動車を運転し、滝沢市鶴飼迫158番地の十字路交差点を直進し横断歩道上を通過しようとした際、自車と児童が接触したことに気が付かず、その場を通過した。 |
| 事件発生日 年 月 日 | 平成31年3月18日（月） |
| 被処分者の 年 齢 | 25歳 |
| 被処分者の 性 別 | 女性 |
| 被処分者の 所 属 | 小学校 |
| 被処分者の職 | 教諭 |
| 備 考 | 盛岡教育事務所管内 |

職員の懲戒処分について（令和2年2月12日教育委員会議定例会）（議案第37号関係）

| | |
|----------------|--|
| No. | No.3 |
| 処分年月日 | 令和2年2月12日 |
| 処分の種類 | 戒告 |
| 処分の理由 | 不適切な事務処理 (概要) 被処分者は、平成28年度から令和元年度にかけて、次の非違行為を行った。 (1) 平成29年4月から令和元年8月にかけて、市費会計（消耗品費）に係る業者への支払い合計361,909円に関する事務を怠り、同事務を最大2年8か月遅延させた。 また、令和元年9月18日、公費により支出すべき消耗品費285,694円を自らの負担により支払った。 (2) 平成28年度の旅費8件の事務を怠り、同事務を最大3年5か月遅延させた。 |
| 事件発生日 年 月 日 | 平成28年度～令和元年度 |
| 被処分者の 年齢 | — |
| 被処分者の 性別 | 男性 |
| 被処分者の 所属 | 中学校 |
| 被処分者の職 | 事務職 |
| 備 考 | 県北教育事務所管内 |